◆◆◆クーリング・オフ対象の拡大◆◆◆

～特定商取引法施行令が改正されました～

悪質な訪問販売や電話勧誘販売，通信販売等を規制する「特定商取引法」の規制対象に以下の３品目の商品と役務（サービス）が追加されました。平成１９年７月１５日以降のこれらの３品目についての訪問販売や電話勧誘販売による契約はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。

また，事業者は契約にあたって法定の契約書面を消費者に交付することが義務づけられ（除通信販売），不適切な勧誘を行った場合は行政処分の対象となります。

追加された商品・役務（サービス）

1 みそ，しょうゆその他の調味料
2 易断の結果に基づき助言，指導その他の援助を行うサービス
3 決済用資金を預かって行う，以下の取引の仲介サービス
(1)現実の商品引渡がない物品売買取引，(2)商品先物取引 (3)商品指数取引
(4)(1)～(3) ３つの取引に関するオプション取引

◇具体的には次のような相談事例の場合，クーリング・オフができるようになりました。（法定の契約書面を受領した日から起算して８日間以内）

相談事例１

昨日，販売員が訪ねて来て，体に良いという味噌を勧められ，一樽を３万円で購入した。しかし，よく考えると一樽は１０キロもあり一人暮らしでは食べきれないし，値段も高いので解約したい。

【８０歳代　女性】

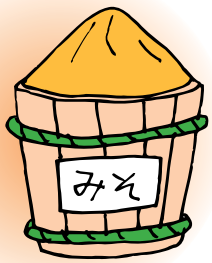

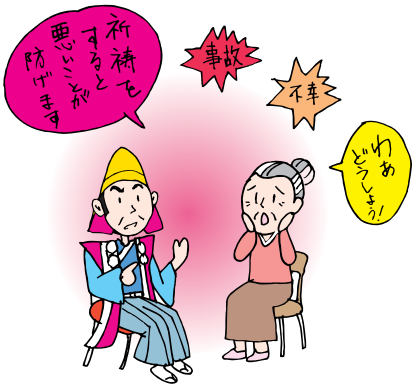

相談事例２

３日前，新聞の折り込み広告に「鑑定料２千円で占い」とあったので出かけた。娘のことを占ってもらったところ，「このままでは娘さんは不幸になる」「祈祷をしないといけない」と言われ，祈祷一年間分を７５万円で契約した。祈祷の効果がなくなるのでこのことは他言しないようにいわれたが，よく考えると不審。

なお，折り込み広告には祈祷についての記載はなかった。※

【７０歳代　女性】

相談事例３

５日前，父のところに金のオプション取引についての電話勧誘があり，その後，営業員が訪問して「金はこれから値上がりする」としつこく取引を勧められ，しかたなく２００万円を預けたようだ。父は取引の仕組みもよく理解していないようなので解約させたい。

【契約当事者　７０歳代 男性】

※相談事例２のように，本来の販売目的の役務（祈祷）を隠し，それ以外のもの（占い）について記載されたビラ等により店舗に誘っている場合は，アポイントメントセールスに該当し，特定商取引法上の訪問販売とみなされます。

鹿児島県の物価情報（19年10月）

○　この調査は，出先機関の県職員が，任意に５３店舗を抽出し調査したものであり，全ての市町村の店舗を調査したものではありませんので御注意ください。

○　県平均価格は，人口・商店数を考慮した加重平均価格です。

【単位：円，消費税込み】

商品名	規格・銘柄	県平均価格（A）	本土平均価格	離島平均価格	18年10月調査県平均価格(B)	対18年10月比(A)-(B)
ﾚｷﾞｭﾗｰｶﾞｿﾘﾝ	１ℓ 現金売り	152	149	173	148	4
灯　油	１８ℓ 店頭価格	1,641	1,596	1,973	1,622	19
軽　油	１ℓ 現金売り	129	127	143	125	4

○　詳しい物価情報は，鹿児島県のホームページに掲載しています。
[http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html]

身近な製品事故を防ぎましょう!!

【製品事故防止のための心得】

・　取扱説明書をよく読んで使用しましょう。（正しい使い方をしているか再確認しましょう。）

・　長年使用している製品は，点検や修理を受けましょう。（製品の老朽化により，事故に至る場合もあります。）

・　リコールされた製品を使っていませんか？（新聞等の社告や独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)のホームページで確認できます。）
（独立行政法人製品評価技術基盤機構http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html）

【製品事故に遭ってしまったら】

・　消費生活用製品に係る製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を新たに設けた「改正消費生活用製品安全法」が，１９年５月１４日に施行されました。

・　もし，製品事故に遭ってしまったら，
独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)へFAX又は，メールで連絡してください。
消費者からの情報提供を受け付けております。

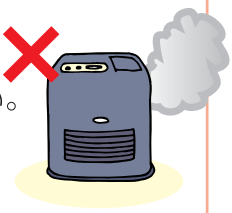

【連絡先】　FAX：0120-23-2529　　e-mail：jiko@nite.go.jp

～マイライフかごしまを鹿児島県のホームページに掲載しています!!（2006.6月号から）～
［http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/keihatu/mylife.html］

消費生活に関するお問い合わせ

☆鹿児島県消費生活センター　☎099-224-0999　　☆大島消費生活相談所　☎0997-52-0999

☆市町村役場でも相談を受け付けています。

発　行　鹿児島県生活・文化課　〒890-8577　鹿児島市鴨池新町10番1号　☎099-286-2521
鹿児島県消費生活センター　〒892-0821　鹿児島市名山町4-3　☎099-224-0999
URL http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html

R100 古紙配合率100％再生紙を使用しています